

いばらき賃上げ支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価上昇の影響を受ける中で賃上げを行う中小企業者等に対し、予算の範囲内でいばらき賃上げ支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(支援金の支給)

第2条 この要綱は、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金の種類)

第3条 この要綱において支給する支援金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賃上げ支援コース
- (2) 地域賃上げ加算支援コース

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、この定義は前条各号に掲げるコースにおいて共通とする。

- (1) 「賃金」とは、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条において支払わなければならぬこととされている賃金をいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう。
- (3) 「個人事業主」とは、茨城県内税務署へ開業届を提出している者をいう。
- (4) 「正規雇用労働者」とは、次に掲げるもの全てに該当する者をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
 - イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
 - ウ 通常の労働者と同様の就業規則が適用されている者であること。
- (5) 「非正規雇用労働者」とは、前号に規定する者以外の者をいう。
- (6) 「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」とは、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第17条の2の7において定められたものをいう。
- (7) 「みなし大企業」とは、次に掲げるもののいずれかに該当する者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を本号アからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者等
 - オ 本号アからウの中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中

小企業者

- (8) 「常時使用する労働者」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、次に掲げるもの全てに該当しない者をいう。
- ア 会社役員、個人事業主
 - イ 日々雇い入れられる者
 - ウ 2か月以内の期間を定めて使用される者
 - エ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- (9) 「公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者」とは、次に掲げるもの全てに該当しない法人をいう。
- ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること。
 - イ 常時使用する労働者の数が300人以下であること。

(支援金支給対象事業者の要件)

第5条 支援金の支給の対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、この要件は第3条各号に掲げるコースにおいて共通とする。

- (1) 申請者が法人の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。
- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。ただし、次の（ア）から（キ）に該当する者は除く。
 - （ア）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者（同窓会、同好会等）
 - （イ）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
 - （ウ）特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者（後援会等）
 - （エ）茨城県及び県内市町村の行政連携団体
 - （オ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
 - （カ）みなし大企業
 - （キ）公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者
- イ 県内に本社若しくは主たる事業所があること、又は県内に支店若しくは営業所等の事業所があること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。
- ウ 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用していること。
- エ 茨城県税に未納がないこと。
- オ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- カ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- キ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ク 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規

定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

（2）申請者が個人事業主の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 茨城県内税務署へ開業届を提出していること。

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、前号ウからケの全てに該当すること。

（支援金支給要件）

第6条 支援金の支給の対象となる賃金の引き上げ及び雇用労働者並びにその他の要件は、第3条各号に掲げるコースごとに、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）賃上げ支援コースにおいては、次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 令和7年4月1日から令和7年10月11日までの間に、1時間当たりの賃金の額が茨城県最低賃金から5円を加算した額以下の労働者の賃金を35円以上引き上げること。

イ 賃金を引き上げる労働者は、原則、申請時点において、県内事業所に勤務する正規及び非正規の雇用労働者（国の令和7年度キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の適用を受けた労働者又は受ける見込みのある労働者を除く。）であること。ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間が20時間以上であること。

ウ 申請時点において、事業所内のすべての労働者の1時間当たりの賃金が1,040円以上であること。

エ 引き上げ後の賃金水準以上を1年間継続する見込みがあること。

（2）地域賃上げ加算支援コースにおいては、次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 令和7年4月1日から令和7年10月12日までの間に、1時間当たりの賃金の額が1,068円以下の労働者の賃金を1,074円以上に引き上げること。

イ 賃金を引き上げる労働者は、原則、申請時点において、県内事業所に勤務する正規及び非正規の雇用労働者（国の令和7年度キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の適用を受けた労働者又は受ける見込みのある労働者を除く。）であること。ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間が20時間以上であること。

ウ 引き上げ後の賃金水準以上を1年間継続する見込みがあること。

（支給額）

第7条 支給額は、第3条各号に掲げるコースごとに、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）賃上げ支援コースにおいては、次に掲げる金額に前条第1号のア、イ及びエに規定する要件を満たす労働者数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1事業者当たりの上限額は50万円とする。

ア 正規雇用労働者1人当たり 5万円

イ 非正規雇用労働者1人当たり 3万円

(2) 地域賃上げ加算支援コースにおいては、次に掲げる金額に前条第2号に規定する要件をすべて満たす労働者数を乗じて得た額の合計額とする。

ア 正規雇用労働者1人当たり 5千円

イ 非正規雇用労働者1人当たり 3千円

(支給申請等の手続)

第8条 支援金の支給を受けようとする事業者は、いばらき賃上げ支援金申請書兼請求書（以下「申請書」という。）（様式第1号または様式第2号）を令和8年1月30日までに知事宛に提出するものとする。なお、第6条各号に掲げる要件のいずれも満たす場合、第3条各号に掲げるコースについて、いずれも申請を行えるものとする。

2 申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 支給対象労働者一覧（様式第3号）

(2) 支給対象労働者に係る賃金改定後の労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し

(3) 賃金台帳の写し（賃金改定前月及び賃金改定月分）

(4) 口座振替依頼書または口座振替依頼書兼委任状

(5) 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）

(6) 法人の場合は、履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内のもの）

(7) 個人事業主の場合は、直近の確定申告書（「青色申告」又は「白色申告」）の写し

(8) その他知事が必要と認める書類

(支給決定)

第9条 知事は、前条の規定により支給申請がなされたものについて内容を審査し、適正であると認めるものについては支給を決定し、いばらき賃上げ支援金支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項における審査の結果、不適正であると認めるものについては、いばらき賃上げ支援金不支給決定通知書（様式第5号）により、不適正と認めた理由を付して、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定の全部又は一部を取り消し、いばらき賃上げ支援金支給決定取消通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(1) この要綱の規定又は支給決定内容に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書等に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。）により支援金の支給を受けたとき

(3) 第5条の要件を満たさないことが判明したとき

（4）第6条の要件を満たさないことが判明したとき

（返還）

第11条 知事は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、既に事業者に支援金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（帳簿の備付等）

第12条 支援金の支給を受けた事業者は、事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（調査等）

第13条 知事は、支援金の支給に関して、必要があると認めるときは、事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行うものとする。

2 事業者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

この要綱は、令和7年11月4日から施行する。